

## 留保金課税の要件が緩和に

**Q** : 当社は同族会社です。留保金課税が今年度の改正で緩和されるとか。どのようになるのですか？

**A** : 留保金課税の同族要件が緩和されます。  
【解説】

法人税では、同族会社が利益を配当せず会社に貯めこむことに対して課税することとしています。これを留保金課税といいます。今年度の改正では、この同族会社の同族要件が次のようになります。

- ① 制度の対象となる同族会社の判定を、これまでの上位3株主グループによる判定から1株主グループによる判定で行うこととされる。
- ② 留保控除額について、「所得等の金額×40%(中小法人は50%)」「期末資本金の25%相当額-利益積立金」「自己資本比率が30%未満の中小法人の場合、自己資本比率が30%に達するまでの額」の4項目のうち一番大きい金額とされる。

なお、ここでの同族会社の判定については、留保金課税の対象となる同族会社に該当するかどうかの判定であり、同族会社の行為計算の否認の規定や役員や使用人兼務役員の範囲規定には適用されませんのでお間違いのないようにしてください。

通常同族会社の判定基準は、会社法の制定に伴う法整備で行われることとされており、新たに議決権や議決権以外の事項も判定基準に加えられることが検討されているようです。

